

地域共生社会の実現に向けた取組の推進について

本市ではこれまで、少子高齢化に伴う社会・経済状況の変化や、地域生活課題の複合化・複雑化などに対応するために、全世代・全対象型の藤沢型地域包括ケアシステムを推進し、支えあいの地域づくりを基盤とした地域共生社会の実現をめざして取組を進めてきました。

2025年(令和7年)を1つの到達点として深化・推進してきた藤沢型地域包括ケアシステムの取組経過及び今後の地域共生社会の実現に向けた取組の方向性について報告するものです。

1 これまでの取組

(1)藤沢型地域包括ケアシステムの取組

本市では、平成27年度から藤沢型地域包括ケアシステムを推進し、その将来像として高齢者に限らず、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるまちを掲げ、市民センター・公民館を中心とした13地区ごとの取組と庁内関係課や関係機関等との連携による、市域全体での支援体制の充実に取り組んできました。

また、平成28年度には、2020年(令和2年)までに取り組むべき課題を6つの重点テーマに整理し、地域生活課題の解決のために必要な基盤整備に取り組んできました。

さらに、令和3年度には、2040年(令和22年)までの長期的な社会動向を見据え、これまでの取組を検証した中で、2025年(令和7年)に向けた新たなロードマップを作成し、更なる課題に対応するため、(1)地域の相談支援体制づくり、(2)地域活動の支援・担い手の育成等、(3)健康づくり・生きがいづくり、(4)在宅生活の支援、(5)社会的孤立の防止、(6)環境整備等の6つの重点テーマをもとに地域共生社会の実現をめざし、取り組んできました。

※資料2 藤沢型地域包括ケアシステムに関連した13地区の取組 参照

(2)重層的支援体制整備事業の取組

本市では、社会状況の変化や地域福祉課題が複合化・複雑化する中、社会福祉法の改正を踏まえ、包括的な支援体制の構築をより一層推進するため、令和5年度当初から重層的支援体制整備事業を実施しており、主な事業の状況は次のとおりです。

ア 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業の各事業では、個別相談において、相談者のニーズに対し的確に対応できるよう、他機関と連携し、各々の得意分野の知識やスキルを活かしながら対応しています。

イ 地域づくり事業

地域づくり事業では、ひきこもりや介護予防など対応すべき範囲が広い中、各課等においてニーズに応じた事業を実施することができました。

ウ 多機関協働事業等

多機関協働事業等では、重層的支援会議等を活用することで、これまで支援が難しかった複合化・複雑化したケースに対して、多角的な視点からの検討を行い、支援方針及び各支援者の役割等を明確にするとともに、1つの支援プランとして進捗管理を行うことで、効果的な支援が可能になりました。

(3)これまでの取組による成果

庁内では、「庁内検討会議」「専門部会」「分科会」において、各課単独では解決困難な課題等に対し横断的な取組を実施しました。

また、各地区の協議体や地域ケア会議等における地域生活課題の協議を通じ、地域活動を行う団体や、医療・福祉・介護分野の専門職、民間企業等との協働による支え合う仕組みづくりの構築が進んでいます。

さらに、「地域の縁側」を中心とした身近な居場所・交流・相談の拠点の設置を進めるとともに、全13地区にコミュニティソーシャルワーカー(以下CSW)を配置したことにより、地域社会から孤立し困りごとを抱えている方をはじめ、全世代型の相談支援体制の整備を進めることができました。

2 藤沢型地域包括ケアシステムの総括

本市では、1(1)で記載のとおり、2040年(令和22年)を見据え、2025年(令和7年)を目途として藤沢型地域包括ケアシステムの取組を進めてきました。

今回、令和6年度上半期までの藤沢型地域包括ケアシステムの総括として、6つのテーマに係る取組の検証を行い、その結果を3つの基本理念ごとに成果と課題として整理を行いました。

(1)基本理念① 全世代・全対象型地域包括ケアについて

【成果】

CSWの配置などにより、医療や福祉の各種サービスを、必要な方が適切に受け

ることができるよう、包括的な相談支援の取組を進めることができました。

また、アプリケーションを活用したフレイル予防、庁内における医療・福祉関連課を中心とした意見交換による連携、在宅医療分野の研修会等を通じた専門職同士の交流促進などを図ることができました。

【課題】

障がい児者の相談支援体制や、ひきこもり・ダブルケアの相談機関及びそれを支える人材や資源の不足が顕在化しています。

特に、孤独・孤立状態にある方への対応については、支援する側の人材及び社会資源不足への対策を検討するとともに、社会的なつながりが希薄な方に対するアウトリーチの手法等を工夫する必要があります。

(2)基本理念② 地域の特性や課題・ニーズに応じたまちづくりについて

【成果】

各地区における健康等のイベントを通じ、地区ごとの健康や生きがいについての興味や関心の動向を把握することができました。

また、各地区で開催している協議体等を通じて、地域団体の見守り活動内容の理解、意識の向上を図ることができました。

【課題】

地域活動の担い手不足による取組の維持が難しい状況にあることから、地域住民が気軽に立ち寄れる場所や、変化していく地域のニーズに合わせた取組が不足してきており、各地域活動を支える担い手不足への対応策の検討を進めるとともに、地域住民、社会福祉法人及び民間企業等、多様な主体との連携強化を一層進める必要があります。

(3)基本理念③ 地域を拠点とした相談支援体制について

【成果】

障がい者相談支援事業及びいきいきサポートセンターの拡充、重層的支援体制整備事業の実施など、体制の構築を進めるとともに、相談支援に関する各分野での継続した周知・啓発活動を実施しました。

【課題】

各種相談窓口や13地区へのCSWの配置など、体制整備が進んできたものの、複合化・複雑化している福祉的課題に対する相談支援体制の強化が必要であり、とりわけ、障がい児者分野の相談支援については、ニーズに応じた、更なる相談支援体制の拡充が必要です。

※資料3 藤沢型地域包括ケアシステム6つの重点テーマの取組について 参照

3 令和7年度以降の具体的な取組

今回の総括を踏まえ、藤沢型地域包括ケアシステムの深化を図るため、2040年（令和22年）を見据えた地域福祉の推進（地域共生社会における支えあいの地域づくり）を一層進めていく必要があります。

(1) 地域を中心とした地域福祉の推進体制の整備

2040年（令和22年）を見据えた地域福祉の推進体制については、これまで以上に地域を中心に地域づくりを展開していく必要があると考えており、市民センターを中心とした地域福祉の推進体制の再構築により、地域における顔の見える関係づくりの取組を通じ、支えあいの地域づくりを一層進めるための体制を構築することが必要です。

そのため、地域住民がより身近な場所で相談できる体制を構築するとともに、地域団体、いきいきサポートセンター、障がい者相談支援事業所、CSW、企業など、あらゆる主体と連携し、地域の中で課題の発掘から、俯瞰的な視点による課題解決を図ることが可能となるよう、市民センターへの福祉職の配置やCSWの拡充について検討を進めます。

(2) 地域福祉計画との一体的実施

これまで、藤沢型地域包括ケアシステムの推進にあたっては、重点項目のロードマップにより進捗管理を行ってきましたが、地域福祉を進めるための羅針盤である地域福祉計画において、一体的に進捗管理を行っていく必要があります。

次期計画の開始年度である令和9年度に向けては、藤沢型地域包括ケアシステム、重層的支援体制整備事業及び地域福祉計画の関係性を含め一体的な検討を進めていきます。

以 上

（事務担当 福祉部 地域共生社会推進室）